

岩手県告示第621号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第51条第2項の規定により、次の認定特定非営利活動法人の認定の有効期間を更新した。

平成30年8月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 認定特定非営利活動法人もりおか配食サービス
- 2 代表者の氏名 沼田美代子
- 3 主たる事務所の所在地 岩手県盛岡市みたけ二丁目22番50号
- 4 認定の有効期間 平成30年7月29日から平成35年7月28日まで